

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)
KTM_TOUSHIN_1.2

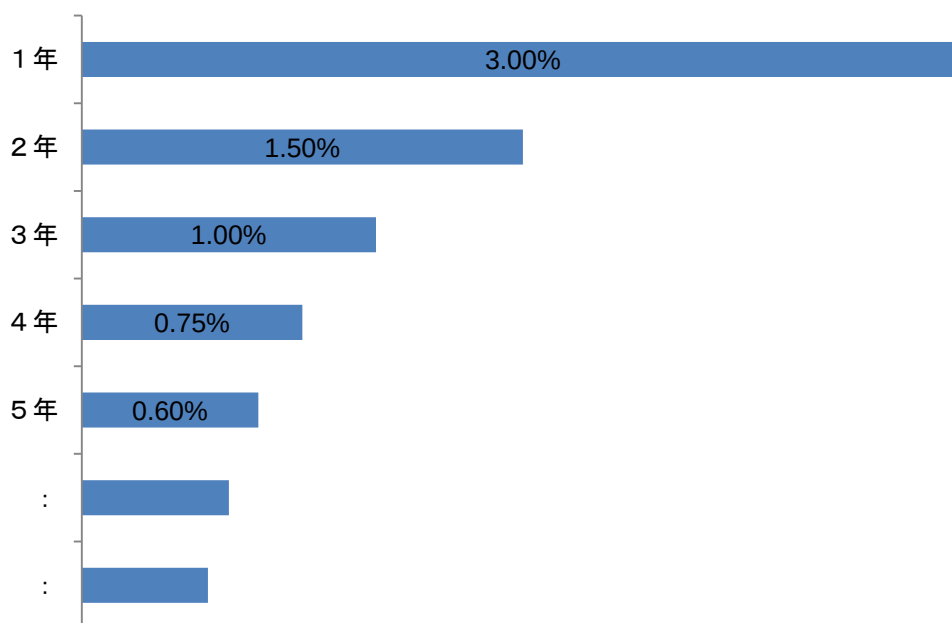
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017年10月）

HSBC 新BRICs ファンド

追加型投信／海外／株式



- ・本書(本投資信託説明書(交付目論見書))は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・以下の委託会社の<照会先>ホームページにて販売会社(当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所)などの詳細情報をご確認いただけます。
- ※投資信託説明書(請求目論見書)は、<照会先>ホームページにて閲覧・入手(ダウンロード)が可能です。
- ※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者です。)

HSBC投信株式会社:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第308号
<照会先>

電話番号:03-3548-5690

(受付時間:委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ:www.assetmanagement.hsbc.co.jp

受託会社(ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。)

三菱UFJ信託銀行株式会社



HSBC
Global Asset
Management

- ▶ 本書により行う「HSBC 新BRICs ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年3月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2020年3月27日に生じています。
- ▶ 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者(受益者)に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- ▶ 投資信託(ファンド)の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ▶ 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

商品分類および属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社等の情報

- ・ 名称：HSBC投信株式会社
- ・ 設立年月日：1985年5月27日
- ・ 資本金(本書作成時現在)：495百万円
- ・ 運用する投資信託財産の合計純資産総額(2020年1月末現在)：1,249,005百万円

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

- ▶ HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる65の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- ▶ HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約26の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人*の投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*ファンド名は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C」です。(以下、「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」といいます。)

※以下、ブラジル連邦共和国を「ブラジル」、ロシア連邦を「ロシア」、インド共和国を「インド」、中華人民共和国を「中国」といいます。

ファンドの特色

1. BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国の株式等に投資します。

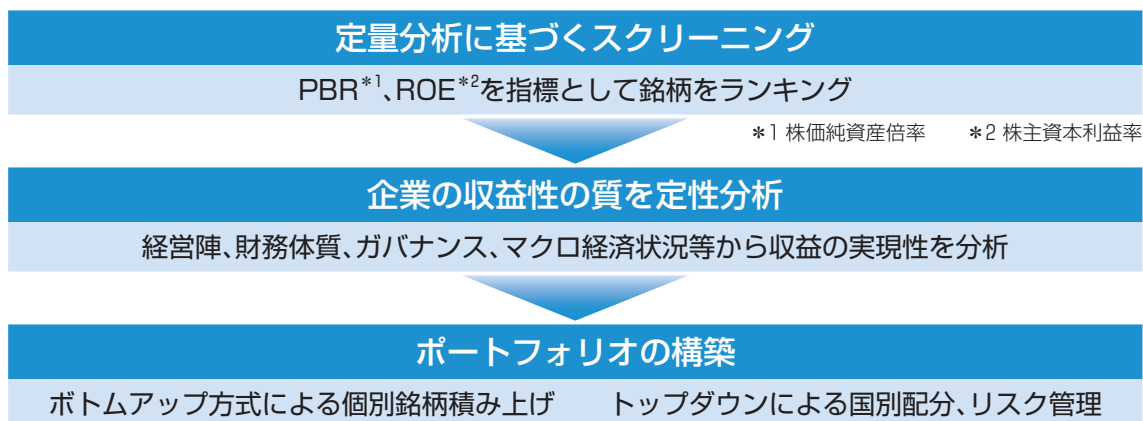
- ▶ 「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」およびETF(上場投資信託)への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・BRICs諸国の企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券) 等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ▶ 「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。
※投資対象ファンド(投資信託証券)は、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
※ETFの組入れは低位とします。
- ▶ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ▶ 投資プロセス



- ▶ HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。
※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時(毎年6月29日、休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- ▶ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ▶ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ▶ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。

※「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

<分配金に関する留意点>

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

＜追加的記載事項＞投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C (HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ)
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
運用の基本方針	BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国の株式を主要投資対象とし、中長期的な投資成果の獲得を目指します。
主な投資対象	BRICs諸国の株式等に投資します。 (ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

* HSBC投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※ 上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流入出額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

▶ 上記のほか、ETFにも投資します。

投資対象とするETFは、iShares MSCI BRIC ETFです。同ファンドは、BRICs諸国の株式を主要投資対象とする米ドル建てのETFです。(iSharesは、ブラックロック・グループが運用するETFブランドです。)

投資対象とするETFの内容は、変更されることがあります。また、別のETFに投資する場合があります。

(注) 上記の内容は本書作成時現在のものです。今後変更される場合があります。

2 投資リスク

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します**。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

株 価 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。
信 用 リ ス ク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。
流 動 性 リ ス ク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。 新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。
税 制 変 更 リ ス ク	投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されたりすることがあります。将来、こうした投資対象国の税制が変更された場合など、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ▶ 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- ▶ 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

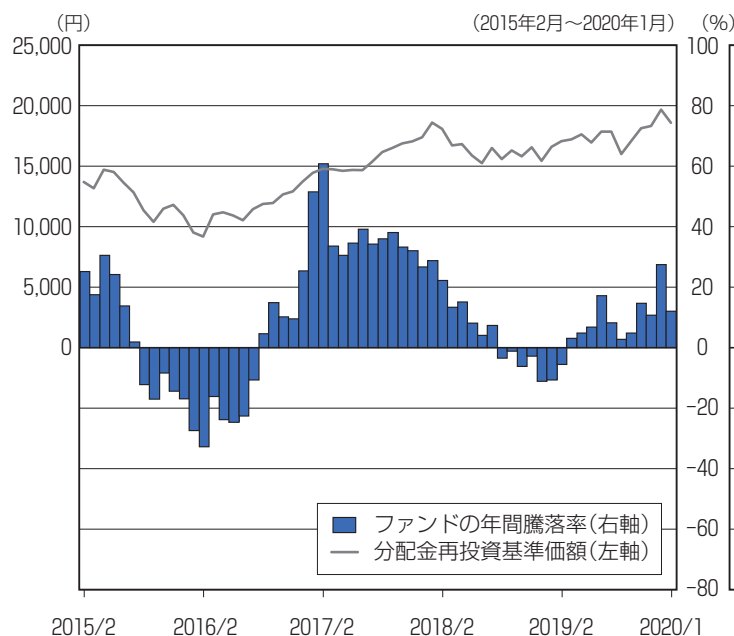
リスクの管理体制

運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

※運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

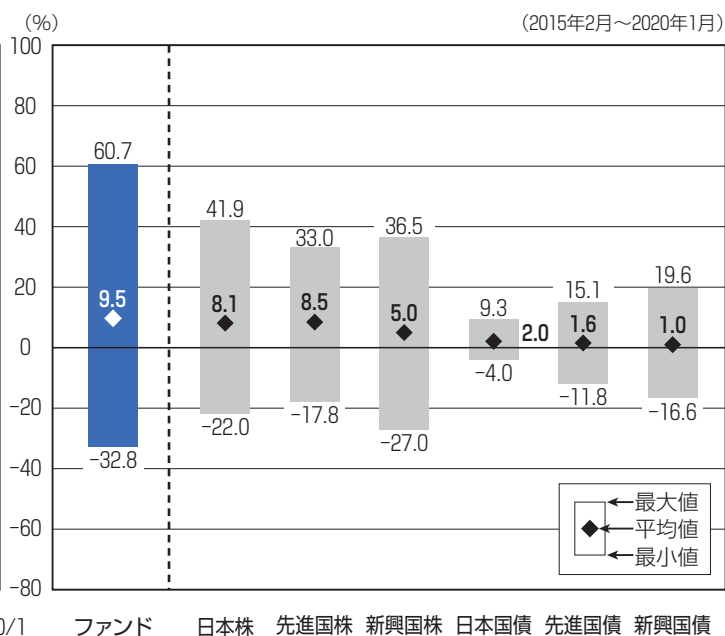
< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(注) グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

< 参考 > 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)

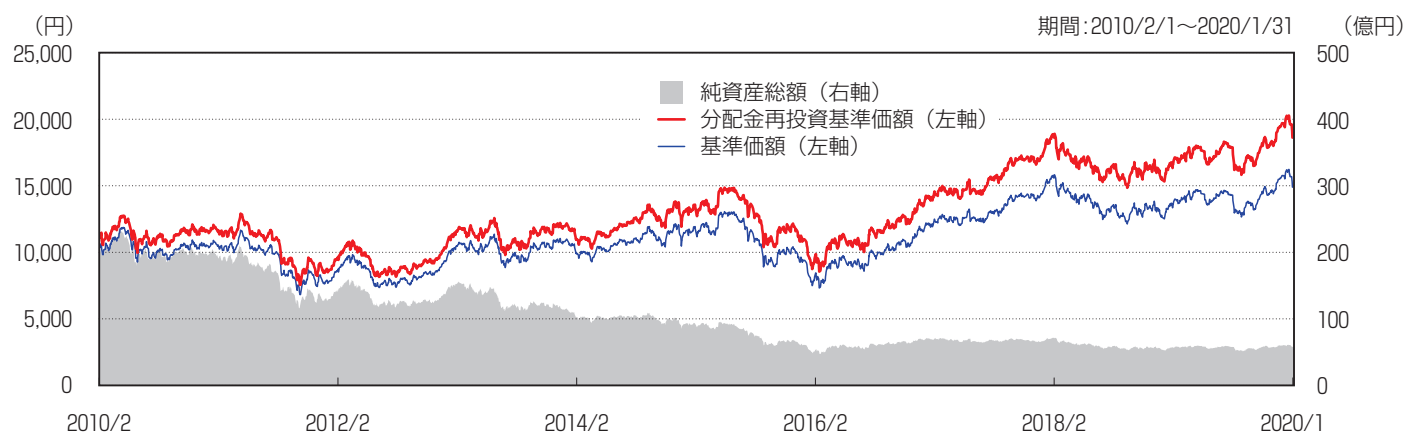
- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数 (TOPIX) の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3 運用実績

(2020年1月末現在) 基準価額：14,895円／純資産総額：54億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



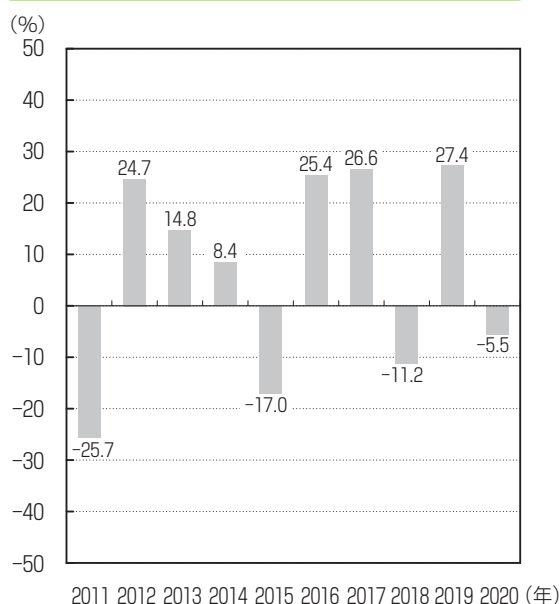
注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第13期(2019年7月)	300円
第12期(2018年6月)	300円
第11期(2017年6月)	300円
第10期(2016年6月)	0円
第9期(2015年6月)	300円
設定来累計	2,700円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2020年は、年初から1月末までの騰落率です。

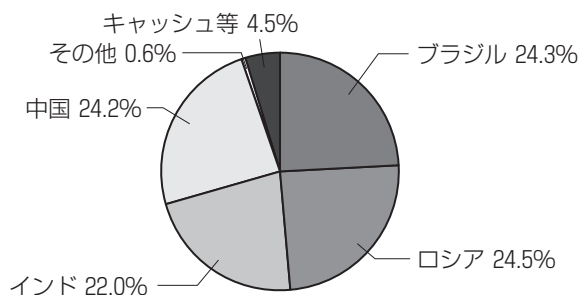
③ 主要な資産の状況

(「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ*」のデータを表示しています。)

順位	銘柄名	国	業種	比率
1	アリババ・グループ・ホールディング ADR	中国	ソフトウェア・サービス	6.2%
2	ズベルバンク ADR	ロシア	銀行	5.6%
3	ルクオイル ADR	ロシア	エネルギー	5.4%
4	ガスプロム ADR	ロシア	エネルギー	5.3%
5	リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	5.1%
6	ノリリスク・ニッケル ADR	ロシア	素材	4.6%
7	ブラデスコ銀行 PN	ブラジル	銀行	3.2%
8	ペトロプラス PN	ブラジル	エネルギー	3.1%
9	ブラジル銀行	ブラジル	銀行	3.0%
10	騰訊控股	中国	ソフトウェア・サービス	3.0%
組入銘柄数				44

・銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

国別配分



- *すべてのクラスを合算しています。
- 上記「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の国別配分は、派生商品による投資を含めたものに対する割合です。
- 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおける「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の組入比率は97.91%です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が個別に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。 *購入代金とは、購入金額(購入価額×購入口数)に購入時手数料(税込)を加えた金額です。
換金単位	販売会社が個別に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降に販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2020年3月27日から2020年9月24日まで (当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
申込受付不可日	日本国内の営業日であっても、ブラジル、米国、インド、香港、半休日を含むイギリスの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。
購入・換金の申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。
信託期間	無期限(信託設定日:2006年6月30日)
繰上償還	ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、収益分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
その他	基準価額(1万口当たり)は、翌日の日本経済新聞朝刊に「新BRICs」の略称で掲載されます。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 3.85% (税抜3.50%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	年1.485% (税抜年1.35%)	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年0.55%	ファンドの運用等の対価
(販売会社)	税抜年0.75%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	年0.60%程度	投資対象とする投資信託証券の実質投資比率を勘案した運用管理費用
実質的な負担	年2.085% (税抜年1.95%)程度	投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を加味して、投資者が実質的に負担する運用管理費用について算出したものです。
その他費用 ・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等 [純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、 毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。] ・投資先投資信託証券における売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、監査報酬等 ※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

※ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

＜税金＞

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2020年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

HSBC 新BRICS ファンド

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

2020 年 3 月 27 日

HSBC 投信株式会社

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

※本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、
投資者の請求により交付される請求目論見書です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「H S B C 新B R I C sファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年3月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2020年3月27日に生じています。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

【発 行 者 名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】	該当事項はありません

※本請求目論見書は、有価証券届出書の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」ならびに「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載したものです。また、本請求目論見書の巻末に、約款を添付しております。

HSBC 新BRICSファンド

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	2
第1 ファンドの状況	2
1 ファンドの性格	2
2 投資方針	6
3 投資リスク	12
4 手数料等及び税金	15
5 運用状況	18
第2 管理及び運営	22
1 申込（販売）手続等	22
2 換金（解約）手続等	22
3 資産管理等の概要	23
4 受益者の権利等	25
第3 ファンドの経理状況	27
1 財務諸表	29
2 ファンドの現況	46
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	46
第三部 委託会社等の情報	47
《約款》	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

HSBC 新BRICs ファンド(「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

※上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4) 【発行(売出)価格】

発行価格(購入価額)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。その他、原則として計算日(基準価額が算出される日)の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「新BRICs」の略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

申込手数料(購入時手数料)は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、3.85%(税抜3.50%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

(6) 【申込単位】

申込単位(購入単位)は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2020年3月27日から2020年9月24日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。

※販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。

申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿（振替口座簿）への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

<照会先>

HSBC投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主として、米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人*の投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* ファンド名は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJIC」です。（以下、「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」といいます。）

※以下、ブラジル連邦共和国を「ブラジル」、ロシア連邦を「ロシア」、インド共和国を「インド」、中華人民共和国を「中国」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
単位型	国 内	株 式	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あ り
追加型	海 外	債 券		年2回			

	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日 々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	な し
--	-----	------------------------	---	--	--	----------------------	-----

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、投資信託証券への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「エマージング」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1) BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国の株式等に投資します。

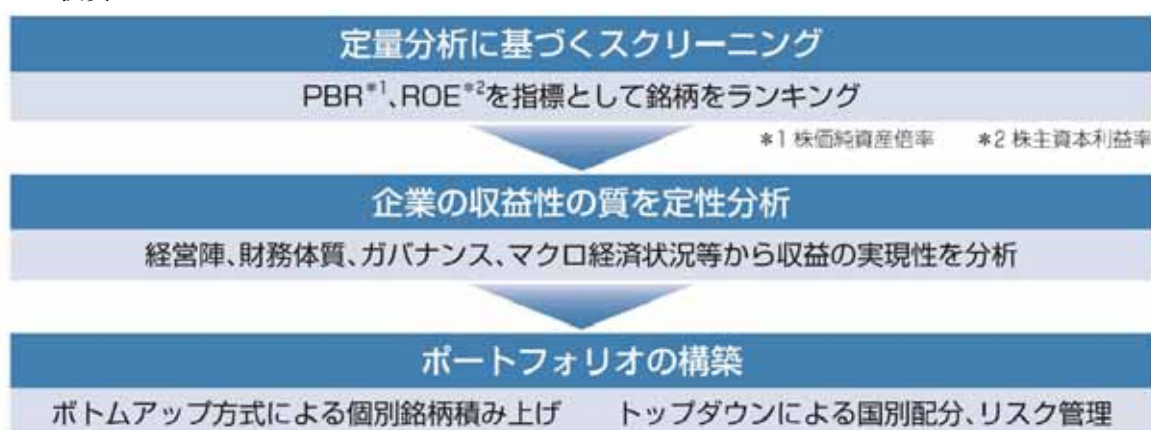
・「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」およびETF（上場投資信託）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・BRICs諸国の企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券) 等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ・「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。
※投資対象ファンド(投資信託証券)は、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
※ETFの組入れは低位とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ・投資プロセス



- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

《HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる65の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。HSBC投信株式会社が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCグローバル・アセット・マネジメントは約26の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

〔HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。〕

(2) 【ファンドの沿革】

2006年6月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいい

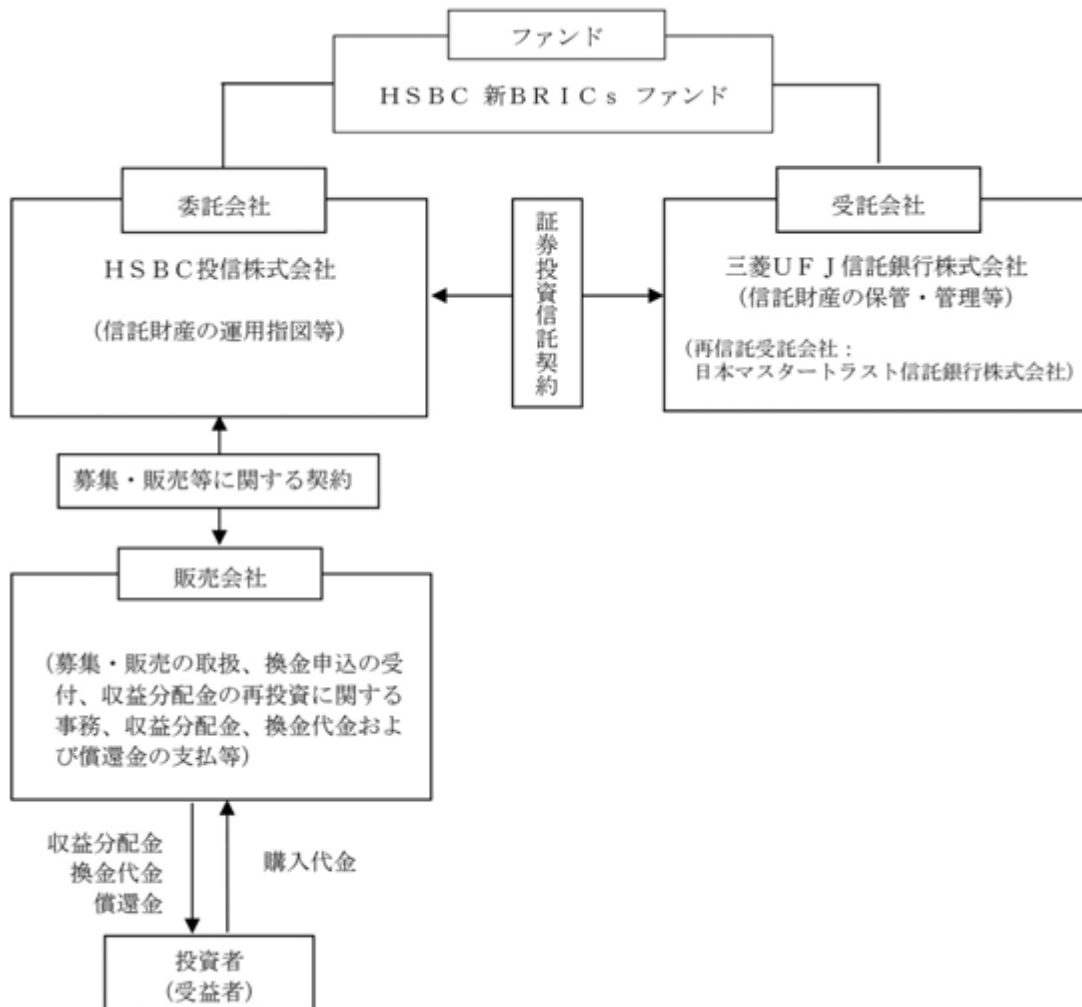
ます。

※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②関係法人の概要



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概要>

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円
- 2) 会社の沿革
 - 1985年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立
 - 1987年 3月12日 投資顧問業の登録
 - 1987年 6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1994年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
 - 1998年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
 - 1998年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

2003年 3月 1日 HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2005年 4月25日 HSBC投信株式会社に商号変更
 2007年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	香港クイーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準①

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

- 1) 主に、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国) 諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、BRICs諸国の株式等を主要投資対象とするETF(上場投資信託)にも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券への投資にあたっては、「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の組入比率を高位に保つことを基本とします。なお、ETFの組入れは低位とします。
- 3) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、上記の投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
- 6) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」のほか、次の1) から15) までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - 5) コマーシャル・ペーパー
 - 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から5) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 8) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 10) <削除>
 - 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 13) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益権に表示されるべきもの
 - 15) 外国の者に対する権利で前記14) の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1) から4) までの証券および6) の証券または証書のうち、1) から4) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7) の証券及び8) の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1) から6) までに掲げる金融商品、前記①の1) の(b)および(c)に掲げる特定資産および前記①の2) の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

《参考情報》 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

① 投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラス J1C (HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ)
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
運用の基本方針	BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国) 諸国の株式を主要投資対象とし、中長期的な投資成果の獲得を目指します。
主な投資対象	BRICs諸国の株式等に投資します。 (ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
決算日	年1回(毎年3月31日)

分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディアンフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント(UK) リミテッド

* HSBC投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

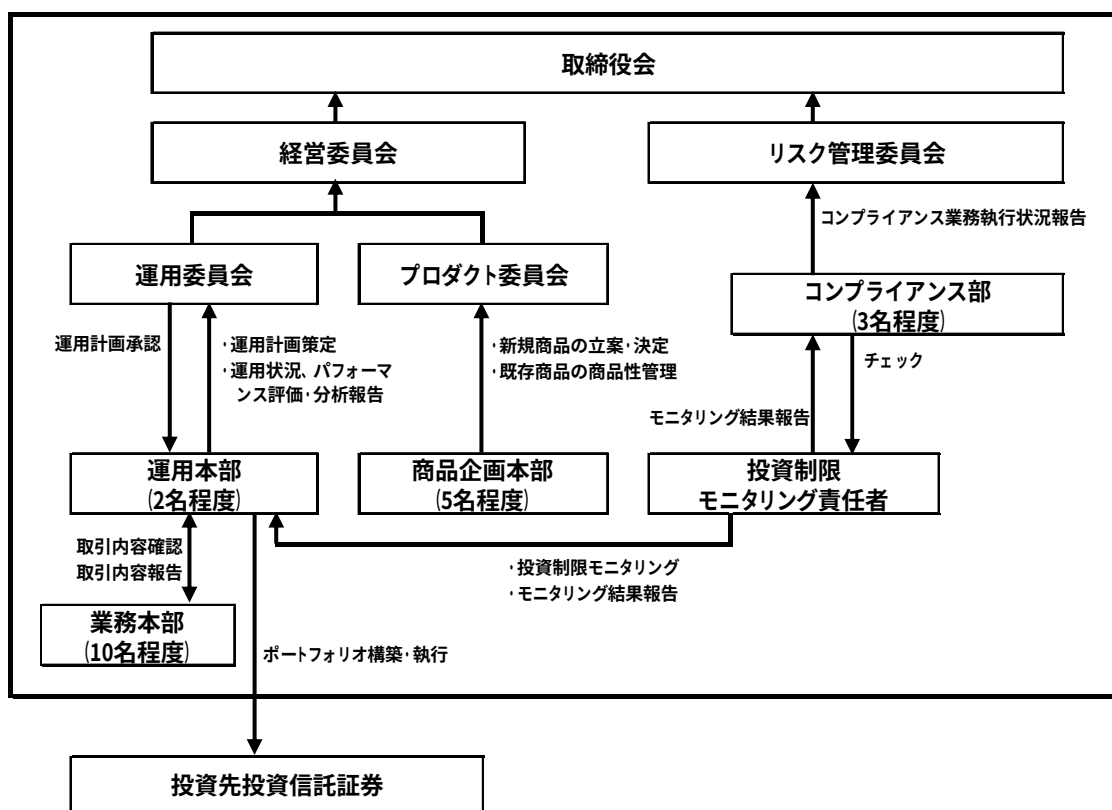
②上記のほか、ETFにも投資します。

投資対象とするETFは、iShares MSCI BRIC ETFです。同ファンドは、BRICs諸国の株式を主要投資対象とする米ドル建てのETFです。(iSharesは、ブラックロック・グループが運用するETFブランドです。)

投資対象とするETFの内容は、変更されることがあります。また、別のETFに投資する場合があります。

(注) 上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

(3) 【運用体制】



■当ファンドの運用

委託会社は、投資方針に基づき、投資する投資信託証券を選定し、投資信託証券を通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

■当ファンドの運用管理体制

運用本部は、投資信託証券に投資することにより、運用します。運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用内容のチェックを行います。投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。

■運用体制の監督機関

- ・運用委員会
ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。
- ・プロダクト委員会
新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。
- ・経営委員会
上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。
- ・リスク管理委員会
ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

(法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(秘密の厳守)

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

(忠実義務)

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

(最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

(善管注意義務)

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

(運用計画の策定および実行)

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜HSBCグローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、HSBC投信が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析(トップダウン)と徹底した企業分析(ボトムアップ)を併用しています。



※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

年1回の決算時(毎年6月29日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<分配金に関する留意点>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4) 株式への直接投資は行いません。

5) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得ができるものとします。

6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7) 外国為替予約取引の指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

8) 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産より支払います。

9) 信用リスク集中回避のための投資制限

前記1)から8)までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議

決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(投資先投資信託証券を含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

①基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されたりすることがあります。将来、こうした投資対

象国の税制が変更された場合、当該関係法令が改正された場合等には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

7) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

②投資対象ファンドにかかわる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針は、変更される可能性があります。
- 3) 投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。

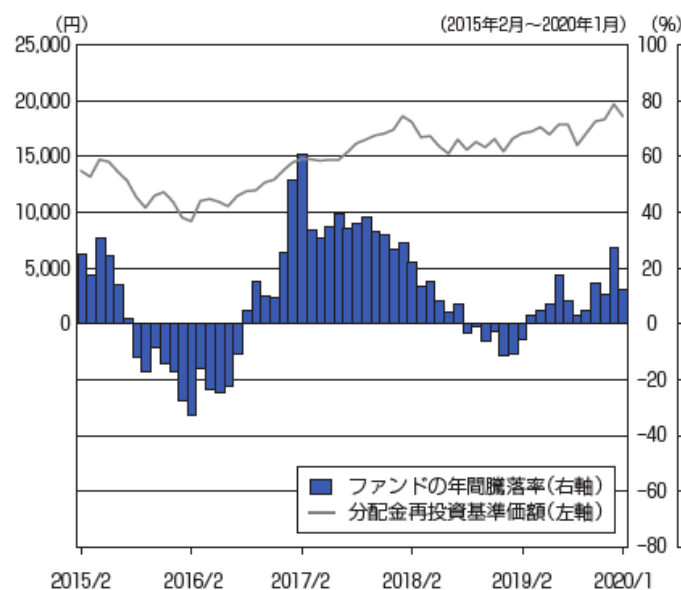
③その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

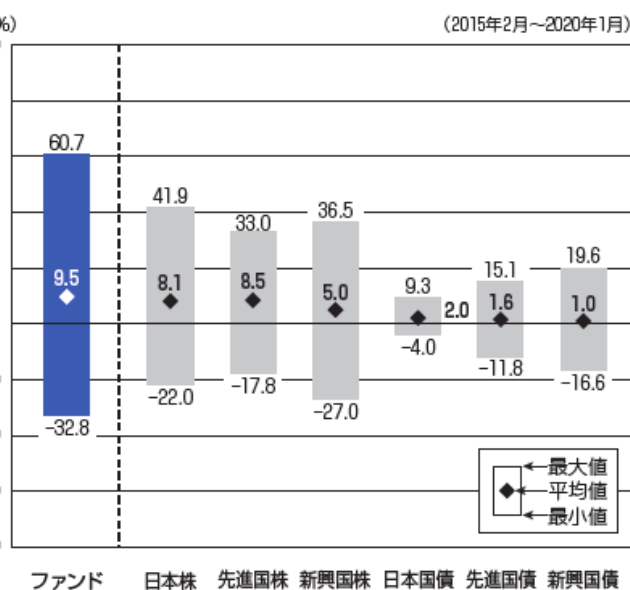
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(購入代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

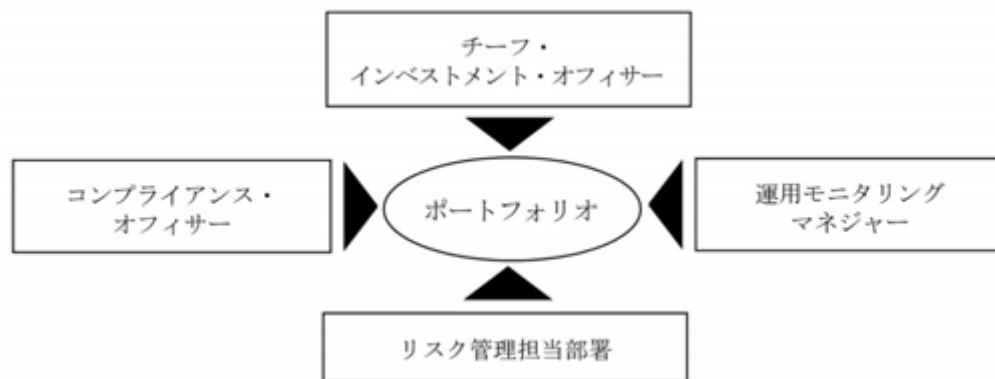
(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

<参考>各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)

- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数 (TOPIX) の商標または標準に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われています。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

※運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.485%（税抜年1.35%）

の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬(信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分(税抜)は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.55%	年0.75%	年0.05%	年1.35%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

(委託会社) ファンドの運用等の対価

(販売会社) 分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

(受託会社) 運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.60%*程度となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

<参考>「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」

マネジメントフィー	年0.60%
-----------	--------

(注) HSBC投信株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年2.085%*(税抜年1.95%)程度となります。

*本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には次のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①有価証券等の売買委託手数料

②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

⑤その他の諸費用

1) 投資信託振替制度にかかる手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

- ・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用
- ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約

款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など委託会社は、前記⑤記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、

かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

(参考) 当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

- ・組入有価証券の売買にかかる手数料、租税、カスタディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。('元本払戻金(特別分配金)')については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。)

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

《個人の受益者に対する課税》

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株

式、上場投資信託 (ETF)、上場不動産投資信託 (REIT)、公募株式投資信託など) の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。) の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度 (愛称:「NISA (ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度 (愛称:「ジュニアNISA (ニーサ)」) をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税*のみ) の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注) 上記の内容は2020年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は2020年1月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	14,323,940	0.26
	ルクセンブルク	5,350,660,206	97.91
	小計	5,364,984,146	98.17
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	99,980,844	1.83
合計 (純資産総額)		5,464,964,990	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ	2,077,649.672	2,490.93	5,175,280,727	2,575.34	5,350,660,206	97.91
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI BRIC ETF	3,000	4,628.43	13,885,290	4,774.64	14,323,940	0.26

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.17
合計	98.17

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020年1月末および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（2010年 6月29日）	19,382	19,963	1.0016	1.0316
第5計算期間末（2011年 6月29日）	17,680	17,680	1.0168	1.0168
第6計算期間末（2012年 6月29日）	11,965	11,965	0.7510	0.7510
第7計算期間末（2013年 7月 1日）	11,875	11,875	0.9495	0.9495
第8計算期間末（2014年 6月30日）	10,007	10,292	1.0551	1.0851
第9計算期間末（2015年 6月29日）	8,152	8,357	1.1964	1.2264
第10計算期間末（2016年 6月29日）	5,476	5,476	0.8784	0.8784
第11計算期間末（2017年 6月29日）	6,372	6,529	1.2232	1.2532
第12計算期間末（2018年 6月29日）	5,405	5,535	1.2476	1.2776
第13計算期間末（2019年 7月 1日）	5,793	5,913	1.4429	1.4729
2019年 1月末	5,658	—	1.3582	—
2月末	5,776	—	1.3963	—
3月末	5,739	—	1.4082	—
4月末	5,818	—	1.4421	—
5月末	5,595	—	1.3875	—
6月末	5,873	—	1.4608	—
7月末	5,752	—	1.4311	—
8月末	5,159	—	1.2831	—
9月末	5,536	—	1.3686	—
10月末	5,830	—	1.4532	—
11月末	5,777	—	1.4689	—
12月末	6,037	—	1.5764	—
2020年 1月末	5,464	—	1.4895	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	2009年 6月30日～2010年 6月29日	0.0300
第5計算期間	2010年 6月30日～2011年 6月29日	0.0000
第6計算期間	2011年 6月30日～2012年 6月29日	0.0000
第7計算期間	2012年 6月30日～2013年 7月 1日	0.0000
第8計算期間	2013年 7月 2日～2014年 6月30日	0.0300
第9計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0300
第10計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月29日	0.0000
第11計算期間	2016年 6月30日～2017年 6月29日	0.0300
第12計算期間	2017年 6月30日～2018年 6月29日	0.0300
第13計算期間	2018年 6月30日～2019年 7月 1日	0.0300

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第4計算期間	2009年 6月30日～2010年 6月29日	9.2
第5計算期間	2010年 6月30日～2011年 6月29日	1.5
第6計算期間	2011年 6月30日～2012年 6月29日	△26.1
第7計算期間	2012年 6月30日～2013年 7月 1日	26.4
第8計算期間	2013年 7月 2日～2014年 6月30日	14.3
第9計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	16.2
第10計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月29日	△26.6
第11計算期間	2016年 6月30日～2017年 6月29日	42.7
第12計算期間	2017年 6月30日～2018年 6月29日	4.4
第13計算期間	2018年 6月30日～2019年 7月 1日	18.1

第14中間計算期間	2019年 7月 2日～2020年 1月 1日	9.3
-----------	-------------------------	-----

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

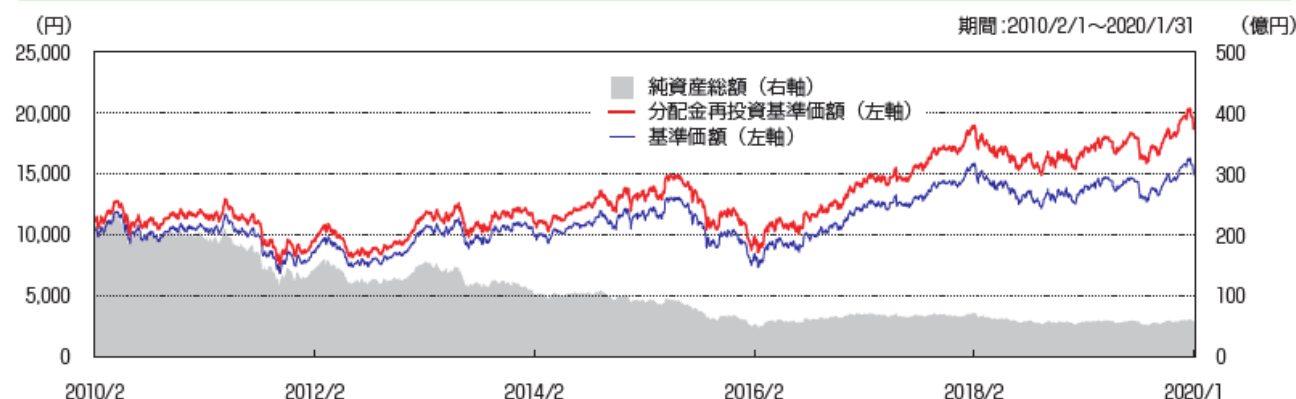
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第4計算期間	2009年 6月30日～2010年 6月29日	4,216,524,847	4,087,556,979	19,351,825,491
第5計算期間	2010年 6月30日～2011年 6月29日	1,728,500,259	3,691,549,767	17,388,775,983
第6計算期間	2011年 6月30日～2012年 6月29日	1,191,953,846	2,648,379,940	15,932,349,889
第7計算期間	2012年 6月30日～2013年 7月 1日	656,427,058	4,082,310,203	12,506,466,744
第8計算期間	2013年 7月 2日～2014年 6月30日	236,149,243	3,256,960,690	9,485,655,297
第9計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	465,058,133	3,136,227,198	6,814,486,232
第10計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月29日	264,831,827	845,260,738	6,234,057,321
第11計算期間	2016年 6月30日～2017年 6月29日	232,382,814	1,256,578,111	5,209,862,024
第12計算期間	2017年 6月30日～2018年 6月29日	317,441,181	1,194,206,764	4,333,096,441
第13計算期間	2018年 6月30日～2019年 7月 1日	210,676,188	528,802,368	4,014,970,261
第14中間計算期間	2019年 7月 2日～2020年 1月 1日	176,571,358	388,728,768	3,802,812,851

(参考情報) 運用実績

(2020年1月末現在) 基準価額: 14,895円/純資産総額: 54億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



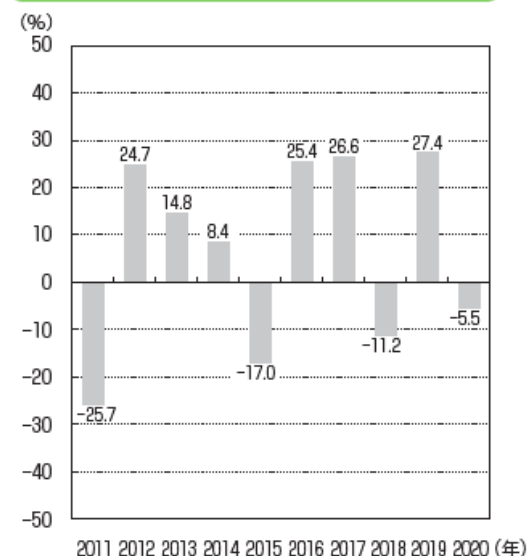
注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第13期(2019年7月)	300円
第12期(2018年6月)	300円
第11期(2017年6月)	300円
第10期(2016年6月)	0円
第9期(2015年6月)	300円
設定来累計	2,700円

注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



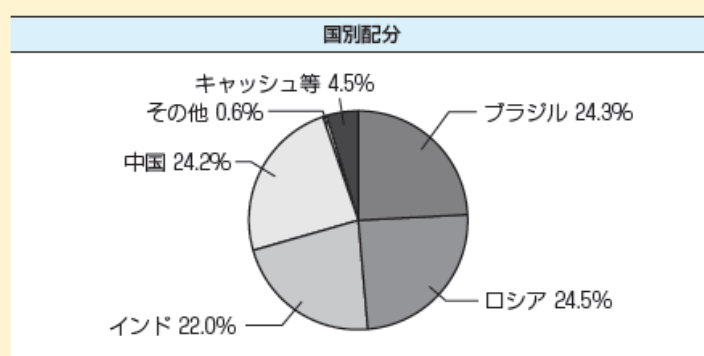
- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2020年は、年初から1月末までの騰落率です。

③ 主要な資産の状況

(「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ*」のデータを表示しています。)

順位	銘柄名	国	業種	比率
1	アリババグループ・ホールディング ADR	中国	ソフトウェア・サービス	6.2%
2	ズベルバンク ADR	ロシア	銀行	5.6%
3	ルクオイル ADR	ロシア	エネルギー	5.4%
4	ガスプロム ADR	ロシア	エネルギー	5.3%
5	リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	5.1%
6	ノリリスク・ニッケル ADR	ロシア	素材	4.6%
7	ブラデスコ銀行 PN	ブラジル	銀行	3.2%
8	ベトロプラス PN	ブラジル	エネルギー	3.1%
9	ブラジル銀行	ブラジル	銀行	3.0%
10	騰訊控股	中国	ソフトウェア・サービス	3.0%
組入銘柄数				44

* 銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。



- ・すべてのクラスを合算しています。
- ・上記「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の国別配分は、派生商品による投資を含めたものに対する割合です。
- ・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおける「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」の組入比率は97.91%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※上記「③主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せおよび業種等の編集を行っている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・・・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

(3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日がブラジル、米国、インド、香港、半休日を含むイギリスの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金申込（一部解約の実行の請求）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の〈照会先〉にお問い合わせください。

〈照会先〉

HSBC投信株式会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(4) 換金手数料・信託財産留保額

ありません。

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日がブラジル、米国、インド、香港、半休日を含むイギリスの証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

〈当ファンドの主たる投資対象の評価方法〉

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「新BRICS」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

HSBC投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了」の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月30日から翌年6月29日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 前記(h)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」の(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託

会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、当該投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。

③公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。

※電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

④関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

⑤運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金に

ついて支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、償還日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2018年6月30日から2019年7月1日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（2019年7月2日から2020年1月1日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村和之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているHSBC新BRICSファンドの2018年6月30日から2019年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC新BRICSファンドの2019年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【HSBC 新BRICs ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 12 期 2018 年 6 月 29 日現在	第 13 期 2019 年 7 月 1 日現在
資産の部		
流動資産		
預金	69,931	-
金銭信託	251,496,867	-
コール・ローン	-	247,799,285
投資証券	5,346,050,418	5,728,729,653
流動資産合計	5,597,617,216	5,976,528,938
資産合計	5,597,617,216	5,976,528,938
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	129,992,893	120,449,107
未払解約金	14,615,551	20,327,502
未払受託者報酬	1,717,933	1,556,571
未払委託者報酬	44,666,399	40,470,816
未払利息	-	706
その他未払費用	720,785	717,548
流動負債合計	191,713,561	183,522,250
負債合計	191,713,561	183,522,250
純資産の部		
元本等		
元本	4,333,096,441	4,014,970,261
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,072,807,214	1,778,036,427
（分配準備積立金）	247,810,909	986,754,352
元本等合計	5,405,903,655	5,793,006,688
純資産合計	5,405,903,655	5,793,006,688
負債純資産合計	5,597,617,216	5,976,528,938

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2017年 6月30日 至 2018年 6月29日	第13期 自 2018年 6月30日 至 2019年 7月 1日
営業収益		
受取配当金	227,183	264,969
受取利息	49,114	38,811
有価証券売買等損益	595,008,311	1,124,768,466
為替差損益	△97,657,401	△93,447,774
その他収益	-	16,723
営業収益合計	497,627,207	1,031,641,195
営業費用		
支払利息	82,926	69,341
受託者報酬	3,543,121	3,078,708
委託者報酬	92,121,095	80,046,320
その他費用	1,970,257	1,801,711
営業費用合計	97,717,399	84,996,080
営業利益又は営業損失 (△)	399,909,808	946,645,115
経常利益又は経常損失 (△)	399,909,808	946,645,115
当期純利益又は当期純損失 (△)	399,909,808	946,645,115
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	204,567,905	57,895,338
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,162,846,294	1,072,807,214
剰余金増加額又は欠損金減少額	115,068,483	68,395,738
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	115,068,483	68,395,738
剰余金減少額又は欠損金増加額	270,456,573	131,467,195
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	270,456,573	131,467,195
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	129,992,893	120,449,107
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,072,807,214	1,778,036,427

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいて処理しております。 計算期間末日の取扱い 2019年6月29日及び2019年6月30日が休日のため、信託約款第37条により、第13期計算期間末日を2019年7月1日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2018年 6月29日現在	第13期 2019年 7月 1日現在
1. 受益権の総数 4,333,096,441口	1. 受益権の総数 4,014,970,261口
2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2476円 (10,000口当たり純資産額) (12,476円)	2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4429円 (10,000口当たり純資産額) (14,429円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2017年 6月30日 至 2018年 6月29日	第13期 自 2018年 6月30日 至 2019年 7月 1日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 125,179円	A 費用控除後の配当等収益額 224,635円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 195,216,724円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 888,525,142円
C 収益調整金額 824,996,305円	C 収益調整金額 791,282,075円
D 分配準備積立金額 182,461,899円	D 分配準備積立金額 218,453,682円
E 当ファンドの分配対象収益額 1,202,800,107円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,898,485,534円
F 当ファンドの期末残存口数 4,333,096,441口	F 当ファンドの期末残存口数 4,014,970,261口
G 10,000口当たり収益分配対象額 2,775円	G 10,000口当たり収益分配対象額 4,728円
H 10,000口当たり分配金額 300円	H 10,000口当たり分配金額 300円
I 収益分配金金額 129,992,893円	I 収益分配金金額 120,449,107円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第12期 自 2017年 6月30日 至 2018年 6月29日	第13期 自 2018年 6月30日 至 2019年 7月 1日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する	同左

金融商品に係るリスクの管理体制	資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。 運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的で開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的で開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第12期 2018年 6月29日現在	第13期 2019年 7月 1日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左

	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

(有価証券に関する注記)

第12期(2018年 6月29日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	389,855,009
合計	389,855,009

第13期(2019年 7月 1日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,064,920,872
合計	1,064,920,872

(デリバティブ取引に関する注記)

第12期 (2018年 6月29日現在)

該当事項はありません。

第13期 (2019年 7月1日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 (自 2017年 6月30日 至 2018年 6月29日)

該当事項はありません。

第13期 (自 2018年 6月30日 至 2019年 7月1日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

第12期 2018年 6月29日現在	第13期 2019年 7月 1日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 5,209,862,024円	期首元本額 4,333,096,441円
期中追加設定元本額 317,441,181円	期中追加設定元本額 210,676,188円
期中一部解約元本額 1,194,206,764円	期中一部解約元本額 528,802,368円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	HGIF BRIC MARKETS EQUITY CLASS J1C	2,309,649.672	52,793,972.20	
		ISHARES MSCI BRIC ETF	3,000.000	127,317.90	
米ドル小計			2,312,649.672	52,921,290.10 (5,728,729,653)	
合計				5,728,729,653 (5,728,729,653)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C」及び上場投資信託を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に投資証券として計上しております。

これらの証券のうち、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C」の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC 新BRICs ファンド」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2019年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(2019年3月31日現在)
	金額(米ドル)	
資産		
有価証券時価評価額		159,248,179
有価証券(取得価額)		132,673,213
投資にかかる評価損益		26,574,966

銀行預金	2,596,487
配当及び未収利息	316,213
未収金	4,981,774
設定にかかる未収金	503,999
資産計	167,646,652
負債	
未払金	5,290,707
解約・分配にかかる未払金	727,416
その他負債	237,854
負債計	6,255,977
純資産額	161,390,675
2019年3月31日現在の口数（クラスJ 1 C）	2,476,249.672
一口当たり純資産額（クラスJ 1 C）	21.44

(2) 附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
ブラジル				
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	336,100	BRL	2,301,582	1.43
BR MALLS PARTICIPACOES	670,500	BRL	2,179,465	1.35
KROTON EDUCATIONAL	905,200	BRL	2,425,992	1.51
MRV ENGENHARIA	656,900	BRL	2,368,196	1.47
PETROBRAS	275,841	BRL	2,217,105	1.37
PETROBRAS DISTRIBUIDORA	366,800	BRL	2,247,907	1.39
USINAS SIDERURGICAS DE MINAS "A"	814,300	BRL	2,102,864	1.30
小計			15,843,111	9.82
中国				
ANGANG NEW STEEL "H"	2,608,000	HKD	1,907,008	1.18
ANHUI CONCH CEMENT "H"	461,000	HKD	2,815,935	1.74
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	825,500	HKD	2,954,993	1.83
CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	4,120,000	HKD	3,532,201	2.19
CHINA SHENHUA ENERGY "H"	1,036,000	HKD	2,362,359	1.46
CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	2,708,000	HKD	2,535,532	1.57
FRANSHION PROPERTIES CHINA	2,198,000	HKD	1,433,609	0.89
GEELY AUTOMOBILES	1,094,000	HKD	2,090,459	1.30
ICBC "H"	3,621,000	HKD	2,652,342	1.64
LONGFOR PROPERTIES	372,548	HKD	1,312,232	0.81
PING AN INSURANCE "H"	273,500	HKD	3,062,523	1.90
TENCENT HOLDINGS	143,000	HKD	6,576,220	4.08
XINYI GLASS	704,000	HKD	807,139	0.50
小計			34,042,552	21.09
香港				
CHINA EDUCATION GROUP HOLDINGS	335,000	HKD	509,545	0.32
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	730,000	HKD	2,771,227	1.72
CNOOC	1,442,000	HKD	2,700,323	1.67
小計			5,981,095	3.71
インド				
AXIS BANK	341,061	INR	3,826,628	2.37
GRASIM INDUSTRIES	183,768	INR	2,275,911	1.41
HINDUSTAN UNILEVER	53,857	INR	1,326,931	0.82
ICICI BANK	640,490	INR	3,702,869	2.29
INDIABULLS HOUSING FINANCE	192,611	INR	2,386,263	1.48
INFOSYS	373,120	INR	4,006,428	2.48
LIC HOUSING FINANCE	241,571	INR	1,855,851	1.15
MARUTI SUZUKI INDIA	44,114	INR	4,249,049	2.63
ONGC	750,682	INR	1,731,093	1.07
POWER GRID CORPORATION OF INDIA	252,747	INR	722,030	0.45

RELIANCE INDUSTRIES	409,985	INR	8,068,020	5.00
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	149,584	INR	2,758,262	1.71
	小計		36,909,335	22.86
ロシア				
MAGNIT	28,330	RUB	1,569,637	0.97
	小計		1,569,637	0.97
株式合計			94,345,730	58.45
預託証券 (DR)				
ブラジル				
BANCO BRADESCO	149,628	USD	1,636,930	1.01
	小計		1,636,930	1.01
中国				
ALIBABA GROUP HOLDING	34,566	USD	6,219,115	3.85
	小計		6,219,115	3.85
ロシア				
GLOBALTRANS INVESTMENT	171,340	USD	1,816,204	1.13
JSC MMC NORILSK NICKEL	86,810	USD	1,825,614	1.13
LUKOIL	148,800	USD	13,323,552	8.26
MOBILE TELESYSTEMS	304,060	USD	2,309,336	1.43
NOVATEK	26,578	USD	4,534,207	2.81
OA O GAZPROM	1,309,255	USD	5,887,720	3.65
SBERBANK	678,944	USD	8,897,561	5.51
SEVERSTAL	156,339	USD	2,434,198	1.51
	小計		41,028,392	25.43
預託証券 (DR) 合計			48,884,437	30.29
優先株				
ブラジル				
BANCO BRADESCO	529,251	BRL	5,813,779	3.61
CIA PARANAENSE DE ENERGI "B"	180,000	BRL	1,708,097	1.06
ITAU UNIBANCO BANCO MULTIPLO	341,000	BRL	3,008,952	1.86
PETROBRAS	413,731	BRL	3,005,415	1.86
	小計		13,536,243	8.39
優先株合計			13,536,243	8.39
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			156,766,410	97.13
投資信託				
アイルランド				
HSBC MSCI CHINA A INCLUSION UC ETF	253,061	USD	2,481,769	1.54
	小計		2,481,769	1.54
投資信託合計			2,481,769	1.54

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ」の通貨以外の有

価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2019年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

① マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ 1 C年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

② 事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ 1 C年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2019年7月1日現在の口数（クラスJ 1 C）	2,309,649.672
一口当たり純資産額（クラスJ 1 C）	USD 22.858

※上記の一口当たり情報は、2019年7月1日現在における「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ 1 C」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

独立監査人の中間監査報告書

2020年2月19日

HSBC投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているHSBC新BRICSファンドの2019年7月2日から2020年1月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC新BRICSファンドの2020年1月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年7月2日から2020年1月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

HSBC投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【HSBC 新BRICS ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第13期計算期間末 2019年 7月 1日現在	第14期中間計算期間末 2020年 1月 1日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	4,051,179
コール・ローン	247,799,285	169,144,666
投資証券	5,728,729,653	5,937,480,011
流動資産合計	5,976,528,938	6,110,675,856
資産合計	5,976,528,938	6,110,675,856
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	120,449,107	-
未払解約金	20,327,502	73,411,482
未払受託者報酬	1,556,571	1,543,183
未払委託者報酬	40,470,816	40,122,714
未払利息	706	1,180
その他未払費用	717,548	1,012,316
流動負債合計	183,522,250	116,090,875
負債合計	183,522,250	116,090,875
純資産の部		
元本等		
元本	4,014,970,261	3,802,812,851
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,778,036,427	2,191,772,130
(分配準備積立金)	986,754,352	894,429,156
元本等合計	5,793,006,688	5,994,584,981
純資産合計	5,793,006,688	5,994,584,981
負債純資産合計	5,976,528,938	6,110,675,856

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 自 2018年 6 月30日 至 2018年12月29日	第14期中間計算期間 自 2019年 7月 2日 至 2020年 1月 1日
営業収益		
受取配当金	194,784	151,209
受取利息	17,402	13,916
有価証券売買等損益	94,339,114	497,513,414
為替差損益	27,063,392	68,373,879
営業収益合計	121,614,692	566,052,418
営業費用		
支払利息	22,321	41,807
受託者報酬	1,522,137	1,543,183
委託者報酬	39,575,504	40,122,714
その他費用	1,064,519	1,029,842
営業費用合計	42,184,481	42,737,546
営業利益又は営業損失 (△)	79,430,211	523,314,872
経常利益又は経常損失 (△)	79,430,211	523,314,872
中間純利益又は中間純損失 (△)	79,430,211	523,314,872
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	16,507,232	9,805,984
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,072,807,214	1,778,036,427
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,476,531	71,862,672
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,476,531	71,862,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,724,079	171,635,857
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,724,079	171,635,857
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,100,482,645	2,191,772,130

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期計算期間末 2019年 7月 1日現在	第14期中間計算期間末 2020年 1月 1日現在
1. 受益権の総数 4,014,970,261口	1. 受益権の総数 3,802,812,851口
2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4429円 (10,000口当たり純資産額) (14,429円)	2. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5764円 (10,000口当たり純資産額) (15,764円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間（自 2018年6月30日 至 2018年12月29日）

該当事項はありません。

第14期中間計算期間（自 2019年7月2日 至 2020年1月1日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第13期計算期間末 2019年 7月1日現在	第14期中間計算期間末 2020年 1月 1日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第13期計算期間末 (2019年7月1日現在)

該当事項はありません。

第14期中間計算期間末 (2020年1月1日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位: 円)

第13期計算期間末 2019年 7月 1日現在	第14期中間計算期間末 2020年 1月 1日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 4,333,096,441円	期首元本額 4,014,970,261円
期中追加設定元本額 210,676,188円	期中追加設定元本額 176,571,358円
期中一部解約元本額 528,802,368円	期中一部解約元本額 388,728,768円

(参考)

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ 1 C」及び上場投資信託を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に投資証券として計上しております。

これらの証券のうち、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ 1 C」の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC 新BRICs ファンド」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ 1 C」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2019年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスJ 1 Cの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日	(2019年3月31日現在)
科目	金額 (米ドル)
資産	
有価証券時価評価額	159,248,179
有価証券 (取得価額)	132,673,213
投資にかかる評価損益	26,574,966
銀行預金	2,596,487

配当及び未収利息	316,213
未収金	4,981,774
設定にかかる未収金	503,999
資産計	167,646,652
負債	
未払金	5,290,707
解約・分配にかかる未払金	727,416
その他負債	237,854
負債計	6,255,977
純資産額	161,390,675
2019年3月31日現在の口数（クラスJ 1 C）	2,476,249.672
一口当たり純資産額（クラスJ 1 C）	21.44

(2)附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
ブラジル				
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	336,100	BRL	2,301,582	1.43
BR MALLS PARTICIPACOES	670,500	BRL	2,179,465	1.35
KROTON EDUCATIONAL	905,200	BRL	2,425,992	1.51
MRV ENGENHARIA	656,900	BRL	2,368,196	1.47
PETROBRAS	275,841	BRL	2,217,105	1.37
PETROBRAS DISTRIBUIDORA	366,800	BRL	2,247,907	1.39
USINAS SIDERURGICAS DE MINAS "A"	814,300	BRL	2,102,864	1.30
小計			15,843,111	9.82
中国				
ANGANG NEW STEEL "H"	2,608,000	HKD	1,907,008	1.18
ANHUI CONCH CEMENT "H"	461,000	HKD	2,815,935	1.74
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	825,500	HKD	2,954,993	1.83
CHINA CONSTRUCTION BANK"H"	4,120,000	HKD	3,532,201	2.19
CHINA SHENHUA ENERGY "H"	1,036,000	HKD	2,362,359	1.46
CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	2,708,000	HKD	2,535,532	1.57
FRANSHION PROPERTIES CHINA	2,198,000	HKD	1,433,609	0.89
GEELY AUTOMOBILES	1,094,000	HKD	2,090,459	1.30
ICBC "H"	3,621,000	HKD	2,652,342	1.64
LONGFOR PROPERTIES	372,548	HKD	1,312,232	0.81
PING AN INSURANCE "H"	273,500	HKD	3,062,523	1.90
TENCENT HOLDINGS	143,000	HKD	6,576,220	4.08
XINYI GLASS	704,000	HKD	807,139	0.50
小計			34,042,552	21.09
香港				

CHINA EDUCATION GROUP HOLDINGS	335,000	HKD	509,545	0.32
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	730,000	HKD	2,771,227	1.72
CNOOC	1,442,000	HKD	2,700,323	1.67
小計			5,981,095	3.71
インド				
AXIS BANK	341,061	INR	3,826,628	2.37
GRASIM INDUSTRIES	183,768	INR	2,275,911	1.41
HINDUSTAN UNILEVER	53,857	INR	1,326,931	0.82
ICICI BANK	640,490	INR	3,702,869	2.29
INDIABULLS HOUSING FINANCE	192,611	INR	2,386,263	1.48
INFOSYS	373,120	INR	4,006,428	2.48
LIC HOUSING FINANCE	241,571	INR	1,855,851	1.15
MARUTI SUZUKI INDIA	44,114	INR	4,249,049	2.63
ONGC	750,682	INR	1,731,093	1.07
POWER GRID CORPORATION OF INDIA	252,747	INR	722,030	0.45
RELIANCE INDUSTRIES	409,985	INR	8,068,020	5.00
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	149,584	INR	2,758,262	1.71
小計			36,909,335	22.86
ロシア				
MAGNIT	28,330	RUB	1,569,637	0.97
小計			1,569,637	0.97
株式合計			94,345,730	58.45
預託証券（D R）				
ブラジル				
BANCO BRADESCO	149,628	USD	1,636,930	1.01
小計			1,636,930	1.01
中国				
ALIBABA GROUP HOLDING	34,566	USD	6,219,115	3.85
小計			6,219,115	3.85
ロシア				
GLOBALTRANS INVESTMENT	171,340	USD	1,816,204	1.13
JSC MMC NORILSK NICKEL	86,810	USD	1,825,614	1.13
LUKOIL	148,800	USD	13,323,552	8.26
MOBILE TELESYSTEMS	304,060	USD	2,309,336	1.43
NOVATEK	26,578	USD	4,534,207	2.81
OA O GAZPROM	1,309,255	USD	5,887,720	3.65
SBERBANK	678,944	USD	8,897,561	5.51
SEVERSTAL	156,339	USD	2,434,198	1.51
小計			41,028,392	25.43
預託証券（D R）合計			48,884,437	30.29
優先株				
ブラジル				
BANCO BRADESCO	529,251	BRL	5,813,779	3.61
CIA PARANAENSE DE ENERGI "B"	180,000	BRL	1,708,097	1.06
ITAU UNIBANCO BANCO MULTIPLO	341,000	BRL	3,008,952	1.86

PETROBRAS	413,731	BRL	3,005,415	1.86
	小計		13,536,243	8.39
優先株合計			13,536,243	8.39
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			156,766,410	97.13
投資信託				
アイルランド				
HSBC MSCI CHINA A INCLUSION UC ETF	253,061	USD	2,481,769	1.54
	小計		2,481,769	1.54
投資信託合計			2,481,769	1.54

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2019年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

① マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ1C年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

② 事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ1C年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2020年1月1日現在の口数（クラスJ1C）	2,172,649.672
一口当たり純資産額（クラスJ1C）	USD 24.881

※上記の一口当たり情報は、2020年1月1日現在における「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年1月31日現在

I 資産総額	5,532,232,075 円
II 負債総額	67,267,085 円
III 純資産総額 (I - II)	5,464,964,990 円
IV 発行済口数	3,668,887,296 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4895 円
(1万口当たり純資産額)	(14,895 円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株
直近5ヶ年における資本金の額の増減	
該当事項はありません。	

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

②投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

①「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

②2020年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	1,226,088百万円
単位型株式投資信託	4	22,917百万円
合 計	48	1,249,005百万円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自2018年1月1日 至 2018年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（4）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※ 3	1,301,848	1,494,358
前払費用		1,380	1,380
未収入金		22,122	22,780
未収委託者報酬		966,986	1,073,629
未収運用受託報酬		62,293	63,801
未収収益		196,598	441,121
繰延税金資産		169,538	130,526
流動資産合計		2,720,768	3,227,598
固定資産			
有形固定資産			
器具備品	※ 1	0	0
有形固定資産合計		0	0
無形固定資産			
商標権		316	216
無形固定資産合計		316	216
投資その他の資産			
敷金		40,152	40,152
繰延税金資産		14,141	16,339
投資その他の資産合計		54,294	56,492
固定資産合計		54,611	56,708
資産合計		2,775,380	3,284,307
負債の部			
流動負債			
預り金		-	465
未払金	※ 3	412,564	494,203
未払費用	※ 3	296,643	655,951
未払消費税等		50,382	16,734
未払法人税等	※ 2	139,501	7,565
賞与引当金		341,789	313,298
流動負債合計		1,240,881	1,488,218
負債合計		1,240,881	1,488,218
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		915,748	1,177,338

利益剰余金合計	1,039,498	1,301,088
株主資本合計	1,534,498	1,796,088
純資産合計	1,534,498	1,796,088
負債・純資産合計	2,775,380	3,284,307

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,515,309	5,548,990
業務受託報酬	755,935	731,130
運用受託報酬	77,436	80,700
その他営業収益	1,000	-
営業収益計	6,349,681	6,360,821
営業費用		
支払手数料	2,271,816	2,316,045
広告宣伝費	30,107	48,301
調査費		
調査費	48,679	41,212
委託調査費	1,054,404	1,102,124
調査費計	1,103,083	1,143,337
委託計算費	124,216	128,532
営業雑費		
通信費	6,981	6,185
印刷費	33,727	45,100
協会費	4,937	15,584
営業雑費計	45,645	66,870
営業費用計	3,574,870	3,703,088
一般管理費		
給料		
役員報酬	112,007	114,290
給料・手当	773,587	735,431
賞与	1,668	-
賞与引当金繰入額	310,965	254,381
給料計	1,198,229	1,104,102
交際費	1,153	3,209
旅費交通費	25,002	30,046
租税公課	22,779	18,535
不動産賃借料	69,931	78,697
固定資産減価償却費	128	100
弁護士費用等	29,439	38,404
事務委託費	825,948	872,948

保険料	9,531	9,539
諸経費	89,864	82,207
一般管理費計	2,272,008	2,237,792
営業利益	502,802	419,940
営業外収益		
受取利息	0	-
その他	84	-
営業外収益計	84	-
営業外費用		
為替差損	4,161	4,173
雑損失	516	3,982
営業外費用計	4,677	8,155
経常利益	498,208	411,784
税引前当期純利益	498,208	411,784
法人税、住民税及び事業税	225,284	113,379
法人税等調整額	△53,114	36,814
当期純利益	326,038	261,590

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年1月1日 至2017年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	589,709	713,459	1,208,459	1,208,459
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期変動額合計	-	-	326,038	326,038	326,038	326,038
当期末残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498

当事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	915,748	1,039,498	1,534,498	1,534,498
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	

当期純利益	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期変動額合計	-	-	261,590	261,590	261,590	261,590
当期末残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物付属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年1月1日より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、今後評価を行います。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
建物附属設備	38,761	千円	38,761	千円
器具備品	11,386		11,386	

※2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
法人税	96,405	千円	249	千円
事業税	16,183		6,822	
地方法人特別税	11,392		△21	
住民税	15,519		514	

※3 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
預金	1,277,038	千円	1,446,057	千円
未払金	339		238	
未払費用	65,603		104,042	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

(リース取引関係)

両事業年度とも該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

両事業年度とも、当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

両事業年度とも、営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

両事業年度とも、営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

両事業年度とも、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、借入金がないため僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前事業年度（2017年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,301,848	1,301,848	—
(2) 未収委託者報酬	966,986	966,986	—
(3) 未収運用受託報酬	62,293	62,293	—
(4) 未収収益	196,598	196,598	—
(5) 未収入金	22,122	22,122	—
資産計	2,549,850	2,549,850	—
(1) 未払金	412,564	412,564	—
(2) 未払費用	296,643	296,643	—
負債計	709,208	709,208	—

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,494,358	1,494,358	—
(2) 未収委託者報酬	1,073,629	1,073,629	—
(3) 未収運用受託報酬	63,801	63,801	—
(4) 未収収益	441,121	441,121	—
(5) 未収入金	22,780	22,780	—
資産計	3,095,692	3,095,692	—

(1) 未払金	494,203	494,203	—
(2) 未払費用	655,951	655,951	—
負債計	1,150,155	1,150,155	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
(5) 未収入金

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

両事業年度とも、これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

前事業年度 (2017年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,301,848	—
未収委託者報酬	966,986	—
未収運用受託報酬	62,293	—
未収収益	196,598	—
未収入金	22,122	—
合計	2,549,850	—

当事業年度 (2018年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,494,358	—
未収委託者報酬	1,073,629	—
未収運用受託報酬	63,801	—
未収収益	441,121	—
未収入金	22,780	—
合計	3,095,692	—

(有価証券関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(退職給付関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(持分法損益等)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

両事業年度とも、重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,515,309	755,935	77,436	1,000	6,349,681

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	5,548,990	731,130	80,700	0	6,360,821

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

日本	その他	合計
5,593,746	755,935	6,349,681

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

日本	その他	合計
5,629,691	731,130	6,360,821

②有形固定資産

両事業年度とも、本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額です。そのため地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	14,141 千円	16,339 千円
未払費用否認	55,552 千円	32,512 千円
賞与引当金否認	105,476 千円	95,931 千円
未払事業税等	8,509 千円	2,082 千円
繰延税金資産の合計	183,680 千円	146,865 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.8 %	30.8 %
(調整)		
評価性引当額	- %	- %
住民税均等割	0.1 %	0.2 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3 %	5.2 %
事業税段階税率端数調整	△0.0 %	△0.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %	0.2 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4 %	36.4 %

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使等の被 所有者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	116,102百万 香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 販売委託契約・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,277,038
							*2 支払手数料	2,825	未払金	339
							*3 事務委託等	711,436	未払費用	65,603

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	116,102百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入	※	預 金	1,446,057
							*3 事務委託等	670,607	未払費用	104,042

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*3 事務委託	95,505	未払費用	30,651
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	69,331	未収収益	29,584
							*1 支払投資運用報酬	514,414		
							*6 業務受託報酬	291,954		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	8,541	未収収益	143,872
							*6 業務受託報酬	434,205		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	426,008	未払費用	138,376
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,071,714	未払費用	2,530
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*2 支払手数料	2,361	未払金	95
							*3 事務委託等	10,448	未払費用	1,247
							*6 その他営業収益	1,080		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	106,416	未払費用	9,839
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong)	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	19,373	未収収益	14,231

	Limited									
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国 ロンドン	8米ドル	サービス業	なし	業務委託契約	*3 事務委託	4,895		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	562	未収収益	8,910
							*6 業務受託報酬	9,473		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank PLC	英国 ロンドン	796,969千ポンド	銀行業	なし	事務委託	*3 事務委託	4,765		

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	166,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*3 事務委託	120,525	未払費用	31,783
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*6 業務受託報酬	247,250	未収収益	178,536
							*1 支払投資運用報酬	494,064	未払費用	289,528
							*3 事務委託	62,284		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 業務受託報酬	427,688	未収収益	213,332
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	511,762	未払費用	184,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,056,120		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102,346千ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*3 事務委託等	12,320		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	82,785	未払費用	19,909
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 業務受託報酬	26,363	未収収益	22,704
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 業務受託報酬	29,014	未収収益	23,005

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limited の東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引は、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。
- *6 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
1株当たり純資産額	730,713.61円	855,280.31円
1株当たり当期純利益	155,256.47円	124,566.69円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自2017年 1月 1日 至2017年12月31日)	当事業年度 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)
当期純利益 (千円)	326,038	261,590
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	326,038	261,590
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月18日

H S B C 投信株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2019年 6月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	1,742,770
前払費用	1,380
未収入金	26,190
未収委託者報酬	1,070,008
未収運用受託報酬	20,652
未収収益	301,218
流動資産合計	3,162,221
固定資産	
有形固定資産	*1
建物付属設備	1,581
器具備品	440
有形固定資産合計	2,022
無形固定資産	
商標権	166
無形固定資産合計	166
投資その他の資産	
敷金	40,152
繰延税金資産	143,319
投資その他の資産合計	183,472
固定資産合計	185,661
資産合計	3,347,882
負債の部	
流動負債	
預り金	1,748
未払金	472,221
未払費用	743,429
未払消費税等	22,239
未払法人税等	57,002
賞与引当金	221,042
流動負債合計	1,517,684
負債合計	1,517,684
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
利益準備金	123,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,211,447
利益剰余金合計	1,335,197
株主資本合計	1,830,197
純資産合計	1,830,197
負債・純資産合計	3,347,882

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,649,333
業務受託報酬	347,753
運用受託報酬	39,096
営業収益計	3,036,183
営業費用	
支払手数料	1,103,404
広告宣伝費	17,995
調査費	
調査費	10,761
委託調査費	567,256
調査費計	578,017
委託計算費	57,879
営業雑費	
通信費	2,963
印刷費	20,008
協会費	5,226
営業雑費計	28,198
営業費用計	1,785,495
一般管理費	
給料	
役員報酬	58,179
給料・手当	390,323
賞与引当金繰入額	152,202
給料計	600,705
交際費	3,051
旅費交通費	11,510
租税公課	8,342
不動産賃借料	41,700
固定資産減価償却費	172
弁護士費用等	16,199
事務委託費	442,894
保険料	3,774
諸経費	36,290
一般管理費計	1,164,642
営業利益	86,044
営業外収益	
為替差益	498
雑益	4
営業外収益計	502
営業外費用	
雑損	2
営業外費用計	2
経常利益	86,545
税引前中間純利益	86,545
法人税、住民税及び事業税	48,890
法人税等調整額	3,546
中間純利益	34,108

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,177,338	1,301,088	1,796,088	1,796,088
当中間期変動額						
中間純利益	－	－	34,108	34,108	34,108	34,108
当中間期変動額合計	－	－	34,108	34,108	34,108	34,108
当中間期末残高	495,000	123,750	1,211,447	1,335,197	1,830,197	1,830,197

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5～15年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権 10年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2019年 6月30日現在）	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りです。	
建物附属設備	38,825千円
器具備品	11,444千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	—	—	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,742,770	1,742,770	—
(2) 未収委託者報酬	1,070,008	1,070,008	—
(3) 未収運用受託報酬	20,652	20,652	—
(4) 未収収益	301,218	301,218	—
(5) 未収入金	26,190	26,190	—
資産計	3,160,841	3,160,841	—
(1) 未払金	472,221	472,221	—
(2) 未払費用	743,429	743,429	—
負債計	1,215,651	1,215,651	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金
これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿
価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿
価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

外部顧客への売上高

(単位：千円)

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
2,649,333	347,753	39,096	3,036,183

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
2,688,430	347,753	3,036,183

② 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(一株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)	
1株当たり純資産額	871,522.59円
1株当たり中間純利益金額	16,242.28円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日)
中間純利益 (千円)	34,108
普通株式に係る中間純利益 (千円)	34,108
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
H S B C 新 B R I C S フォンド
－運用の基本方針－

投資信託約款第23条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主に、B R I C S（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、B R I C S 諸国の株式等を主要投資対象とする E T F（上場投資信託）にも投資します。
- ② 上記①の投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保つことを基本とします。なお、E T F の組入れは低位とします。
- ③ 投資対象ファンドは、委託者の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 投資信託証券のほか、コマーシャルペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
- ⑥ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに投資信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券以外への投資は投資信託約款第21条の範囲内で行います。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得することができないものとします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 株式への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
H S B C 新 B R I C s フォンド
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、H S B C 投信株式会社を委託者とし、三菱U F J 信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金319,727,227円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については319,727,227口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益者の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」

といひます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まひます(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といひます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいひます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、取得申込日が別に定める取得申込の受付不可日のいずれかと同日の場合には、受益権の取得申込には応じないものとします。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいひます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といひます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
 - ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる、または投資信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、または取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいひます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。また、委託者は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込の受付を制限することができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録

するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第16条 <削除>

【記名式の受益証券の再交付】

第17条 <削除>

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第18条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 金銭債権
 - ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

【運用の指図範囲等】

第21条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
8. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. <削除>
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益権に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第7号の証券および第8号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運

用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品、前条第1号ロからハまでに掲げる特定資産および前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第20条および第21条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条、第32条ないし第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第23条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

第24条 委託者は、原則として、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得ができるものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第27条 投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第29条 <削除>

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【投資信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第32条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、投資信託証券の収益分配金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年6月30日から翌年6月29日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【投資信託財産に関する報告】

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用等】

第39条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

- ③ 委託者は、前項の諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。

かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の135の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、第39条に規定する信託事務の諸費用（以下「諸経費」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相

当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第42条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

【受益証券の保護預かり】

第44条 <削除>

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位（別に定める契約に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求受付日が別に定める一部解約の受付不可日のいず

れかと同日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ <削除>
- ⑦ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第47条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を

譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【投資信託約款の変更】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し自己に帰属する受益権を、投資信託財産を持って買い取るべき旨を請求することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.assetmanagement.hsbc.co.jp

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【投資信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)から第19条(受益証券の再発行の費用)の規定および第44条ならびに受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年6月30日

委託者	H S B C 投信株式会社
受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社

《付 表》

【別に定める投資信託証券】

運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。

- ・ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）

HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラスJ1C

【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】

投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。

- ・ブラジルの証券取引所の休場日
- ・米国の証券取引所の休場日
- ・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。）
- ・インドの証券取引所の休場日
- ・香港の証券取引所の休場日
- ・ルクセンブルグの銀行休業日